

研究者各位

各施設会計課より年度末の経費の支払いについて通知がありましたが、それに伴い医学倫理審査委員会、臨床研究審査委員会の審査手数料の請求業務が一時停止となります。

それにより、審査手数料を受領していない研究については、以下の期間中は審査のフローを進めることが出来ませんので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

<請求業務の一時停止期間>

3月15日（水）～ 3月31日（金）

3月13日（月）9:00までに資料の提出がなされ、不備等がないものについては請求書を発行いたしますが、あらかじめ余裕をもって資料をご提出いただけますと幸いです。請求書の受理後は各施設会計課の定めた支払日までにご対応をお願いします。

なお、請求業務の一時停止期間中も以下の各種申請は、通常通り審査のフローを進めさせていただきます。

- ・既にお支払いが完了している研究
- ・実施状況報告等の各種報告
- ・他の施設が代表機関となる多機関共同研究の実施許可（許可申請）

やむを得ない理由により急ぎの研究がございましたら、研究推進センターまでご連絡ください。

<お問い合わせ先>

研究推進センター 事務局

Adm\_IRB@tokyo-med.ac.jp